

第2期
豊川市子ども・子育て支援事業計画
(案)
【概要版】

令和2年 月
豊川市

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
II	子どもと家庭を取り巻く環境の状況	3
1	豊川市の状況	3
2	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
III	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	基本目標	7
IV	子育て支援施策の推進	8
1	計画の体系	8
2	子どもの成長に合わせた切れ目のない支援	10
3	子どもの貧困対策	12
V	量の見込みと確保方策（法定事業）	13
1	教育・保育提供区域の設定	13
2	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	15
3	地域子ども・子育て支援事業	16
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	18
VI	計画の進行管理	19
1	施策の実施状況の点検	19
2	国・県等との連携	19

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかし、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和4年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしましたが、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、令和2年度末までに前倒しすることが示されました。

さらに、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新。放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策についても推進しているところです。

加えて、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

そして、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育てを巡っては大きな転換期を迎えています。

これまで、市ではすべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な環境を整備してまいりましたが、社会の急激な変化を捉えながら、これまで以上に子育て支援施策の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

2 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という）では、これまで平成27年3月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

また、平成29年豊川子ども調査では、本市の子どもの貧困率は5.2%となっており、国民生活基礎調査（平成27年 122万円以下）の貧困線による全国平均の貧困率13.9%を大きく下回り、愛知県の5.9%も下回っている状況となっておりますが、厳しい環境にある子どもたちが少なからずいます。

こうした中、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子ども・子育て支援施策を推進するとともに、新たな課題である子どもの貧困対策を含めた「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）と位置付け、一体的な計画とし、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との連携を図ります。

4 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

※令和2年1月～2月に、パブリックコメントを実施。

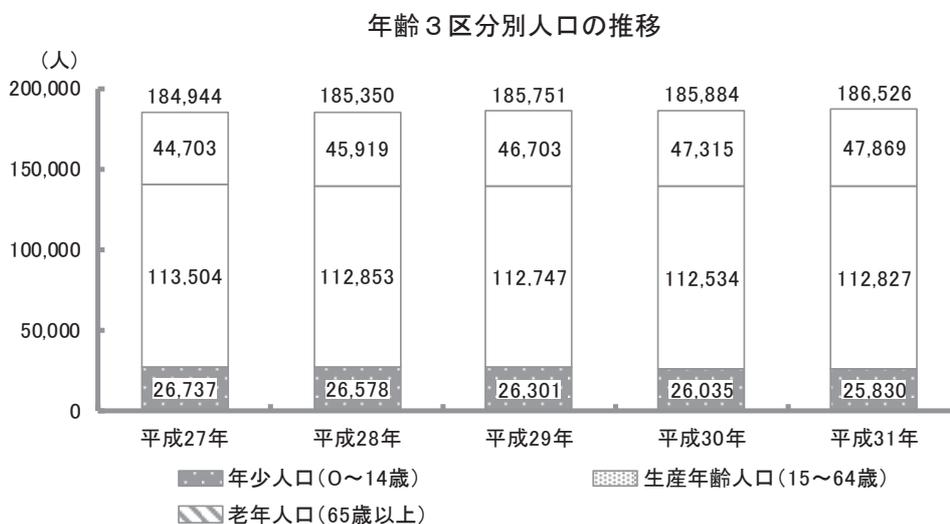
Ⅱ 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 豊川市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

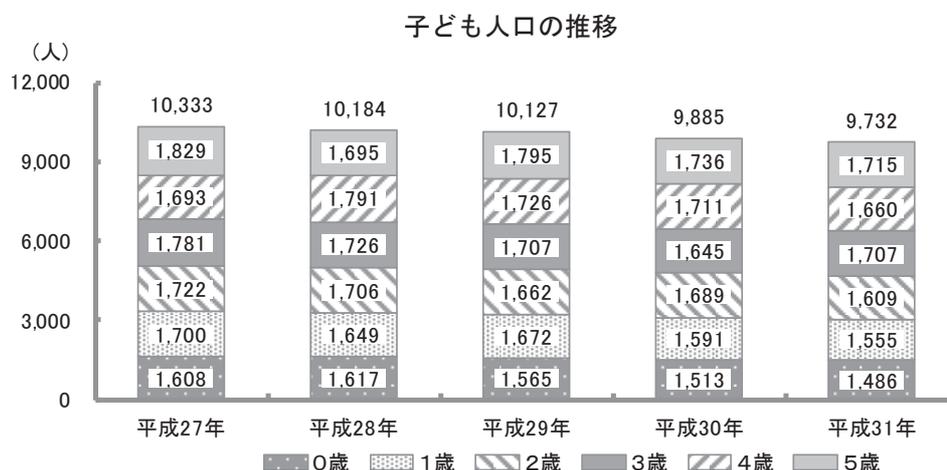
本市の人口推移をみると、総人口は横ばいの傾向にあり、平成31年で186,526人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

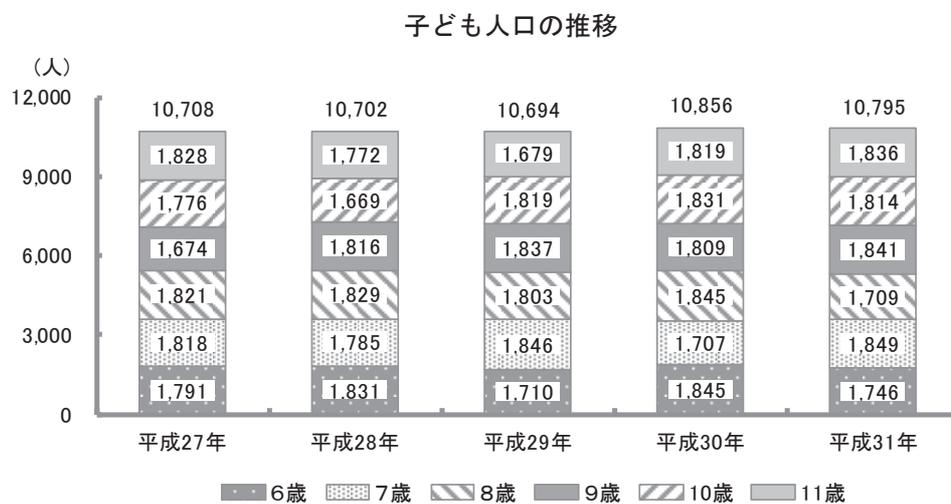
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末日現在で9,732人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返しており、平成31年3月末日現在で10,795人となっています。



2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 家庭や地域における子育て支援の充実

- アンケート調査結果をみると、日頃お子さんを見てもらえる親族・知人がいない人が約1割となっており、身近な人に頼りにくい状況が見受けられます。
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の今後の利用意向や、利用日数の増加を希望する人が一定数存在することや、不定期の保育事業の利用意向として、地域子育て支援拠点などの小規模な施設やファミリー・サポート・センター等の地域住民等が子育て家庭等の近くの場所でみてくれるサービスを求める声もあることから、さまざまな地域の子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。
- 国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。
- アンケート調査結果では、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「配偶者」「祖父母等」「友人や知人」の割合が高くなっています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭を見守り支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生

活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

- 保育所等における発達に心配な子どもの受入れなど、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、この様な子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。本市では平成30年3月に第5期豊川市障害福祉計画・第1期豊川市障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。今後も、発達障害をはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

(2) 母と子の健康づくりの推進

- アンケート調査結果では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」「保健所・保健センター」などの各機関は就学前児童保護者で2割を、就学児童保護者で1割を満たしていない状況となっています。
- 就学前保護者で2.9%、就学児童保護者で4.9%が子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。
- 妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、関係機関が連携して、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して生み育てることができる取組が必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

(3) 子どもの育ちを支える環境の整備

- アンケート調査結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が9割以上と最も高いものの、「地域」の割合は2割半ばとなっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。
- 母親の就労状況についてアンケート調査結果をみると、5年前と比べ、母親のフル

タイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約7割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約1割はフルタイムへの転換見込みがあり、働きながら育児をする母親のさらなる増加が見込まれます。

○子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実も図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちをつくる必要があります。

○豊川市では、子育てサポーターの養成やふれあい体験の実施など、地域と協働した事業を行っており、今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力を高めていくことが求められます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

○アンケート調査結果では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割を超えています。働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

2 基本目標

基本目標1 家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。特に幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児教育・保育サービス等や学童期における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進や子どもの貧困対策、障がい児施策、外国籍等の子どもへの支援の充実を図ります。

基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者が孤立することがないように、保護者のニーズや状況をアセスメントし、多様化する相談に答えるとともに、関係機関と連携した切れ目のない支援を推進していきます。特に妊産婦に対しては行政だけではなく、医療機関、NPO法人等とも連携を図り、適切な時期に支援ができる体制を構築していきます。また核家族化等により、親族に支援を受けられない妊産婦の負担軽減のため、サービス等の拡充や利用しやすい体制を整備するとともに、地域全体で子育てをしていく意識のもてる啓発活動を推進します。

基本目標3 子どもの育ちを支える環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めるとともに、子どもや子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取組を推進します。

IV 子育て支援施策の推進

1 計画の体系

[基本理念]

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

[基本目標]

1 家庭や地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 幼児教育・保育サービスの充実
- (3) 児童の健全育成
- (4) 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

- (1) 子どもと母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 気軽に相談できる支援体制づくり

3 子どもの育ちを支える環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

4 仕事と子育ての両立の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

[施策の推進]

基本目標の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開していきます。法定事業（●で表示）については、「V 量の見込みと確保方策（法定事業）」において計画期間内の量の見込みと確保の内容に定めます。

[事業・施策]

●法定事業 ○法定外事業

《法定事業》	●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等） ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	●利用者支援事業 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
《法定事業》 《法定外事業》	●認可保育所等における通常保育の充実 ●保育所その他の場所での一時預かり事業 ●実費徴収に係る補給給付を行う事業 ●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ○認定こども園への移行促進 ○相互連携の充実	●時間外保育事業（延長保育） ●幼稚園における一時預かり事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ○小規模保育事業等の整備促進
《法定外事業》	○児童館事業 ○放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実	○心理教育相談事業 ○定住外国人の子どもの就学支援事業
《法定事業》 《法定外事業》	●養育支援訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会の実施 ○児童発達支援体制の充実 ○特別支援教育の充実 ○要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	●子育て短期支援事業（ショートステイ） ○ひとり親家庭等の自立支援 ○加配保育の充実 ○生活困窮世帯学習支援事業
《法定事業》 《法定外事業》	●妊婦健康診査事業 ○母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施 ○乳幼児健康診査・子育て教室の実施 ○産前・産後ヘルパー利用費補助事業	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ○産婦健康診査事業 ○産後ケア事業
《法定外事業》	○食育啓発事業	○食に関する指導の充実
《法定外事業》	○子ども・子育て相談事業	
《法定外事業》	○ふれあい体験の実施	
《法定外事業》	○子育てサポーターの養成	
《法定外事業》	○赤ちゃんの駅事業 ○拠点地区定住促進事業	○公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり
《法定事業》 《法定外事業》	●病児・病後児保育事業 ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ○休日保育事業	○育児休業明け保護者の職場復帰への支援

2 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、「Ⅴ 量の見込みと確保方策（法定事業）」に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

妊娠期	出産期	乳児期	幼児期
母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施			
●妊婦健康診査事業	産婦健康診査事業		
産前・産後ヘルパー利用費補助事業			
		●子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	産後ケア事業	●乳児家庭全戸訪問事業 （こにちは赤ちゃん訪問）	
		乳幼児健康診査・子育て教室の実施	
		●認可保育所等における通常保育の充実	
		認定こども園への移行促進	
		●時間外保育事業（延長保育）	
		●保育所その他の場所での一時預かり事業	
		休日保育事業	
		●実費徴収に係る補足給付を行う事業	
		●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
		●病児・病後児保育事業（3年生まで）	
		●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
		小規模保育事業等の整備促進	
		育児休業明け保護者の職場復帰への支援	
			●幼稚園における一時預かり事業
			加配保育の充実
		●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）	
		●利用者支援事業	
		●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
		●養育支援訪問事業	
		拠点地区定住促進事業	
子育て家庭全般	子ども・子育て相談事業、子育てサポーターの養成、赤ちゃんの駅事業、公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		

3 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。本市の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための事業を一体的にとりまとめ計画的に各事業を推進します。

豊川子ども調査について

本市では、平成29年2月に、子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための調査を実施しました。

* 子どもの貧困率^{※1}

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
5.2%	13.9%	5.9%	7.5%

※1 子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得^{※2}が貧困線^{※3}に満たない子どもの割合。

※2 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※3 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。国民生活基礎調査の結果、平成27年は122万円。

* 市民一人当たりの手取り額から独自に算出した貧困線（137.5万円）による 子どもの貧困率

（県独自の貧困線 137.5万円による割合）

豊川市	愛知県	東三河南部
7.2%	9.0%	10.5%

子どもの貧困対策事業

① 子どもの学習支援
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 生活困窮世帯学習支援事業 学級運営支援員配置事業
② 子どもの生活支援
放課後子ども教室 子どもの居場所作り事業
③ 保護者の就労自立支援
ひとり親家庭等の自立支援
④ 子育て世帯への経済的支援
ひとり親家庭等の自立支援 子ども医療費支給事業 保育所等 利用料等減免 実費徴収に係る補足給付を行う事業 児童クラブ等 利用料等減免 児童扶養手当・遺児の育成を図る手当

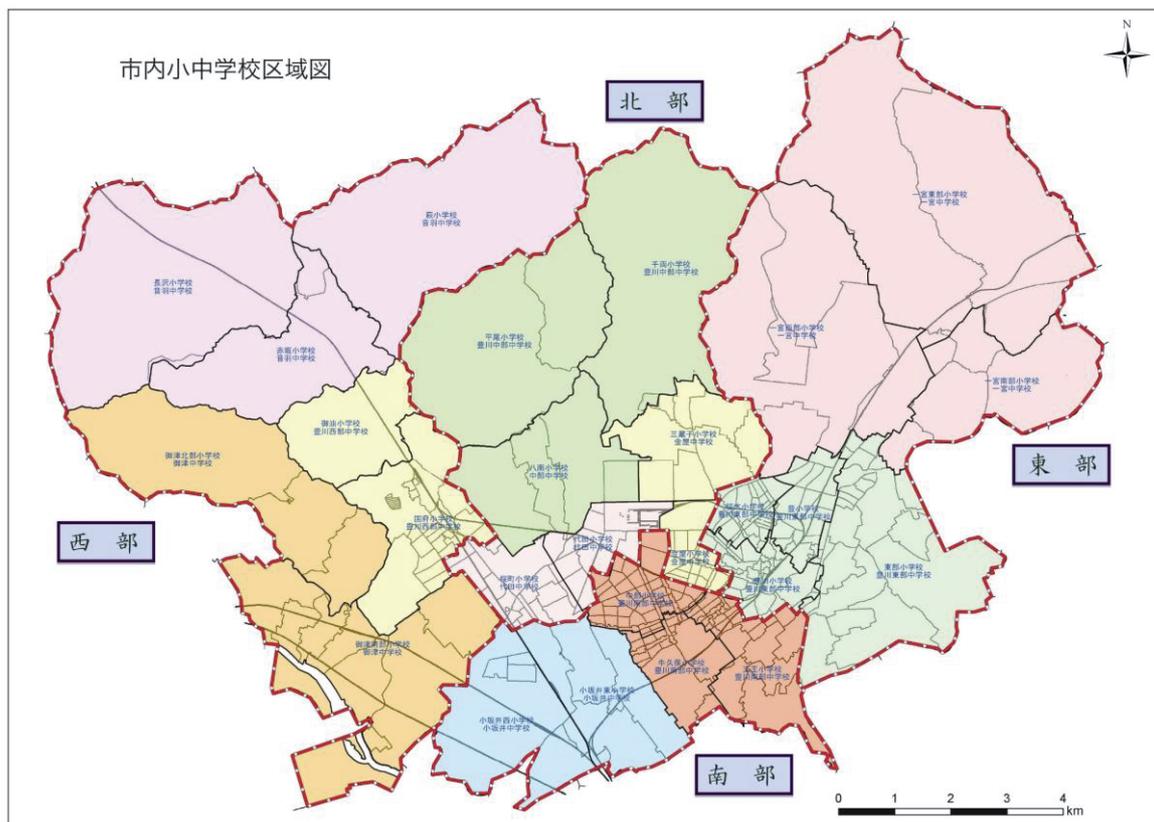
V 量の見込みと確保方策（法定事業）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域



■校區別一覧

教育・保育 提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覧

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体 (1区域)	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)・小規模 保育事業等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体 (1区域)	4つの区域
時間外保育事業(延長保育)		○
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		○
子育て短期支援事業(ショートステイ)	○	
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)		○
幼稚園における一時預かり事業	○	
保育所その他の場所での一時預かり事業	○	
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	○	
養育支援訪問事業	○	

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		1,382人	1,353人	1,329人	1,323人	1,325人
内訳	1号認定	1,130人	1,106人	1,087人	1,082人	1,083人
	2号認定 （幼稚園希望）	252人	247人	242人	241人	242人
確保方策（B）		1,404人	1,404人	1,404人	1,404人	1,404人
内訳	特定教育・ 保育施設	37人	37人	37人	37人	37人
	確認を受けな い幼稚園	1,367人	1,367人	1,367人	1,367人	1,367人
差引（B）－（A）		22人	51人	75人	81人	79人

(2) 2号認定（認定こども園及び保育所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		3,427人	3,357人	3,299人	3,283人	3,286人
確保方策（B）		3,728人	3,706人	3,673人	3,648人	3,605人
差引（B）－（A）		301人	349人	374人	365人	319人

(3) 3号認定（認定子ども園及び保育所＋小規模保育事業等）

● 3号認定（0歳児）の量の見込み（市全体）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		168人	181人	190人	199人	208人
確保方策（B）		183人	198人	205人	217人	217人
内訳	特定教育・ 保育施設	166人	181人	188人	200人	200人
	特定地域型保 育事業	14人	14人	14人	14人	14人
	企業主導型 保育事業	3人	3人	3人	3人	3人
差引（B）－（A）		15人	17人	15人	18人	9人

● 3号認定（1・2歳児）の量の見込み（市全体）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		1,388人	1,432人	1,462人	1,486人	1,513人
確保方策（B）		1,405人	1,442人	1,478人	1,548人	1,548人
内訳	特定教育・ 保育施設	1,355人	1,392人	1,428人	1,484人	1,484人
	特定地域型保 育事業	34人	34人	34人	48人	48人
	企業主導型 保育事業	16人	16人	16人	16人	16人
差引（B）－（A）		17人	10人	16人	62人	35人

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	151人	151人	151人	151人	151人
確保方策（B）	151人	151人	151人	151人	151人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,660人	1,719人	1,760人	1,793人	1,813人
小学1年生	523人	527人	553人	546人	558人
小学2年生	431人	472人	476人	508人	500人
小学3年生	402人	367人	392人	398人	419人
小学4年生	195人	236人	209人	218人	222人
小学5年生	87人	84人	101人	83人	83人
小学6年生	22人	33人	29人	40人	31人
確保方策（B）	1,830人	1,999人	2,071人	2,111人	2,111人
小学1年生	580人	614人	653人	645人	651人
小学2年生	476人	551人	562人	598人	583人
小学3年生	442人	427人	463人	469人	487人
小学4年生	213人	272人	246人	256人	259人
小学5年生	95人	97人	115人	97人	96人
小学6年生	24人	38人	32人	46人	35人
差引（B）－（A）	170人	280人	311人	318人	298人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
確保方策（B）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
確保方策（B）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
差引（B）－（A）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(5) 幼稚園における一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
内訳	1号認定	27,120人日	26,544人日	26,088人日	25,968人日	25,992人日
	2号認定	6,048人日	5,928人日	5,808人日	5,784人日	5,808人日
確保方策(B)		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
差引(B)-(A)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(6) 保育所その他の場所での一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
内訳	保育所	7,066人日	7,174人日	7,211人日	7,278人日	7,390人日
	子育て援助活動支援事業	950人日	950人日	950人日	950人日	950人日
確保方策(B)		8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
差引(B)-(A)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
確保方策(B)		600人日	600人日	600人日	600人日	1,200人日
差引(B)-(A)		▲600人日	▲600人日	▲600人日	▲600人日	0人日

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
確保方策(B)		1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
差引(B)-(A)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数		1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
量の見込み(A)		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策(B)		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引(B)-(A)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

(10) 妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
確保方策 (B)	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
	実施場所 愛知県内の産科医療機関等 ※県外で受診した方は後日還付手続 実施時期 通年実施 健診回数 14回 検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
確保方策 (B)	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
	実施体制 保健師、看護師 実施機関 豊川市 (保健センター) 対象年齢 生後4か月まで				

(12) 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
確保方策 (B)	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
	実施体制 保健師、助産師、看護師、保育士等 実施機関 豊川市 (子育て支援課) 対象者 要支援児童、特定妊婦				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

●幼稚園等の給食費 (副食材料費) に係る補足給付事業の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	194人	190人	187人	186人	186人
確保方策 (B)	194人	190人	187人	186人	186人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。

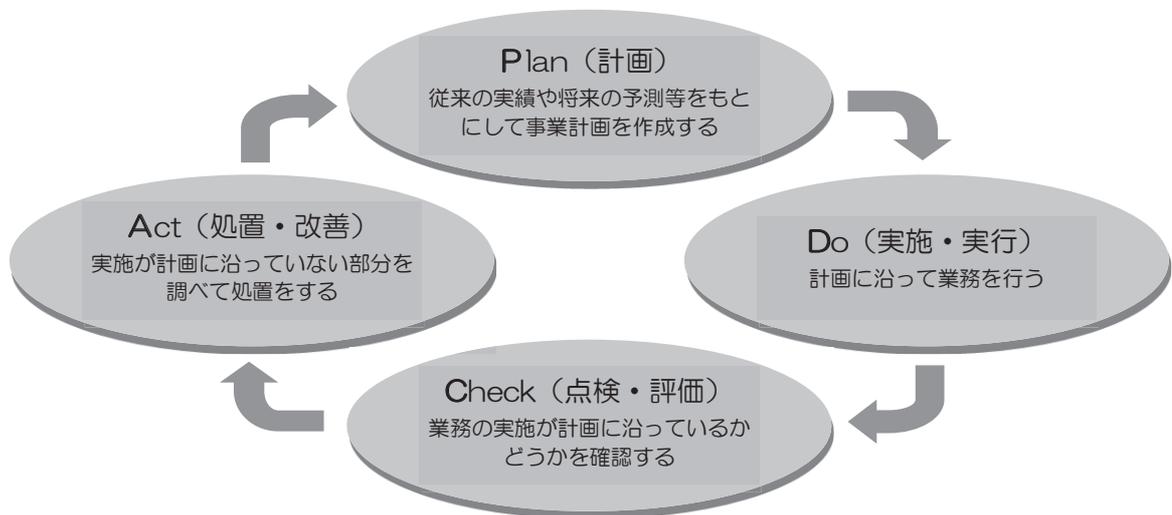
また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県との連携を図ります。

VI 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき必要に応じて対策を講じるものとします。

なお、第4章の「量の見込みと確保方策（法定事業）の内容」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。